

第 3 6 号議案

損害賠償の額を定め、和解することについて

次のとおり物損事故による損害賠償の額を定め、和解することについて
議決を求める。

1 相 手 方 市外在住者

2 事故の概要

令和 6 年 3 月 1 8 日午後 0 時 4 0 分頃、桶川市大字坂田 8 8 3 番地の
桶川市立加納小学校駐車場において、市有車を駐車させてドアを開けた
際、ドアが強風によってあおられ、隣に駐車していた相手方所有の車両
の右側面と接触し、運転席側のドアを損傷させたものである。

3 損害賠償額及び和解条項

(1) 損害賠償額

金 5 5 1 , 2 5 4 円

(2) 相手方は、市に対し、本件に関する事故について、上記金額の支払
以外は、いかなる損害賠償も請求しない。

令和 6 年 6 月 5 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

物損事故による損害賠償の額を定め、和解したいので、地方自治法第 9
6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、この案を提出するもので
ある。